

原の先住民社会の変容という三つのテーマをとりあげ、メキシコのエスノヒストリー研究においてフンボルト絵文書断片はどのように分析し、利用していくことができるかについて紹介することにした。

最初のテーマに関しては、メキシコ中央高原の後古典期の覇者アステカの起源・遍歴に関する二つのタイプの起源神話（洞窟出発説と湖の島出発説）と関連させて、ウアマントラ絵文書の一部であることが判明しているフンボルト絵文断片三・四が、先住民オトミ系民族集団の最終定着地ウアマントラへの移動の直前の段階を扱っていることを紹介した。二番目のテーマに関連しては、フンボルト絵文書断片一は、一九四〇年にゲレロ州で発見のアソユー絵文書二裏面のトラパ地方の貢納記録と同じ資料であることが判明している。この貢納記録は、先スペイン期の一四八七年～一五二二年までの年四回の貢納を余すことなく記録している。アステカに取めた貢納の量や品目の変化から、トラパ地方の領主に対するアステカ支配の強化の過程を追跡できる。三番目のテーマに関しては、先住民社会が植民地支配者側の統治システムに柔軟に抵抗し

ている様子を探ることができる資料をとりあげる。フンボルト絵文断片六は、一五三〇年代末に異端審問で処刑されたテスココの有力先住民貴族ドン・カロスの財産をめぐる訴訟に関連して作成されたオストテイクバック土地図と酷似する構図をしている。しかも、前者には後者が描かれていない訴訟当事者が絵文字入りで描かれている。また、フンボルト絵文断片七・一三は、一五七〇年前後にミスキアウアラ住民が村を管轄するスペイン人に支払った貢納・サービスの領収書であり、同じ資料群とみなせる絵文書も四点確認されている。これら以外にも、フンボルト絵文書断片の中には、場所・時代・作成者などは不明であるが、特定の先住民個人や共同体が、自らの土地の権利や特権を主張するために作成したことが明らかなものもあり、先住民社会の多様な対応の一端を知ることができる。

二〇一三年度

史学研究会大会・総会の記録

史学研究会の二〇一三年度大会・総会は、一月二日（土）一三時から一七時半まで、京都大学文学部第一・二講義室において開

催された。

総会では、上原真人理事長による挨拶の後、岩鼻通明氏を司会に選出して、庶務・編集・会計・広報に関する報告・審議がなされた。

庶務（井谷綱造常務理事）からは、役員交代、その他について報告があり、来年度の例会は四月十九日（土曜日）に「祈り」をテーマとして開催することが案内された。

編集（吉川真司常務理事）からは、『史林』の刊行について報告があった。

会計（米家泰作常務理事）からは、二〇一二年年度予算の紹介、その他の報告があった。

広報（永原陽子常務理事）からは、広報関係について報告があった。

これに引き続き、公開講演が行われた。講演は次の二本であった。

水野 直樹氏

「植民地の時代を生きた朝鮮人エリート

——三高卒業生朴錫胤の生涯——」

小林 致広氏

「メキシコ・エスノヒストリー研究とフンボルトの将来した絵文字資料」

講演者紹介と司会は、それぞれ永井和理事と田中和子常務理事がつとめた。講演内容は本号に掲載されているので参照されたい。本年も盛況で、約一二〇名の参加者を得ることができた。

公開講演ののち、横田冬彦理事が閉会の辞を述べ、引き続き文学部地下大会議室にて懇親会を開催した。

(文責 井谷鋼造)

史学研究会会則

(二〇一〇年二月二日改正)

第一条 本会は史学研究会と称する。

第二条 本会の事務所を京都大学大学院文学研究科内に置く。

第三条 本会は広く歴史に関心を持つ者が集まり、史学・地理学・考古学に関する研究を行うことを目的とする。

第四条 本会の事業は次の通りである。

1. 総会・大会・例会等の会合

2. 会誌『史林』等の発行

第五条 本会に次の役員を置く。

理事長一名、理事一五名以上三五名以内
(内常務理事四名)、監事二名、評議員
四〇名以上六〇名以内、委員若干名

第六条 役員は理事会及び評議員会によつて選出され、総会の承認を受けるものと

する。理事長は本会を代表し、会務を統括し、会員総会、理事会及び評議員会を招集する。理事は理事会を構成し、会務を処理する。とくに常務理事は、庶務・編集・会計・広報の各事務を担当する。監事は会計経理を監査する。

第七条 委員は理事長より囑託され、編集・庶務の実務を分掌する。

第八条 役員の任期は、委員(任期一年)を除き、二年とする。但し、再任をさまたげない。

第九条 本会は第三条に掲げた目的に賛同する者をもって会員とする。会員は次の二種類とする。

1. 正会員 2. 学生会員

第十条 会員は会誌『史林』の配布を受け、かつこれに投稿し、また総会に参加することが出来る。

第十一条 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。また、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、または会員である

団体が消滅した時

(2) 会費を三年間納入しない時

第十二条 会員は、所定の会費一年分を前納するものとする。会費の納入を二年分怠った時、雑誌の送付を停止される。さらに一年間会費の納入を行わない場合、会員の資格を喪失する。

第十三条 会員が既に納入した会費は返還しない。ただし一年分を超えて前納している場合には、一年分を超える部分を返還する。

第十四条 毎年秋季に大会を開き、また適宜例会を開く。会場等はその度にこれを定める。

第十五条 毎年秋季において総会を開き、会務の報告を行ない、承認を受ける。

第十六条 本会の経費は会費、事業収入及び寄付金を以て支弁する。会費は誌代を以てこれにあてる。

第十七条 本会の会計年度は四月に始まり、翌年三月に終わる。

附則 本会則の変更は、会員総会の決議によるものとする。

但し会務執行に必要な細則及び物価変動に基づく会費金額の変更は理事会がこれ